คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมมาตรการยกระดับอุตสาหกรรม (Smart and Sustainable Industry)
กรณีมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการประหยัดพลังงาน การใช้พลังงานทดแทน
หรือการลดผลกระทบต่อสิ่งแวดล้อม ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 15/25651

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 15/2565 号に基づく、省エネルギー、再生可能エネルギー使用または環境への影響の低減に係る効率改善措置の場合における産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）の投資奨励申請について

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry)」および仏暦 2568 年（2025 年）6 月 5 日付投資委員会布告第 3/2568 号「投資委員会布告第 15/2565 号に基づく再生可能エネルギー使用に係る効率改善措置の改定増補」に基づく、省エネルギー、再生可能エネルギー使用または環境への影響の低減に係る効率改善措置による投資奨励をより明確にするため、事務局は以下のとおり説明する。

第 1 項　仏暦 2568 年（2025 年）2 月 14 日付投資委員会事務局説明書「投資委員会布告第 15/2565 号に基づく、省エネルギー、再生可能エネルギー使用または環境への影響の低減に係る効率改善措置の場合における産業高度化措置（Ｓｍａｒｔ　ａｎｄ Sustainable Industry）の投資奨励申請について」は廃止する。

第 2 項　投資奨励申請

2.1 恩典を受けようとする者は、「一般投資奨励申請書」（F PA PP 01）または「サービス事業投資奨励申請書」（F PA PP 03）により投資奨励申請書を提出するとともに、「投資委員会布告第 15/2565 号に基づく、省エネルギー、再生可能エネルギー使用または環境への影響の低減に係る効率改善措置に関する恩典付与基準に基づく投資奨励申請添付書式」（F PA PP 28）を提出しなければならない。

2.2 恩典を受けようとする者は、海外から機械を輸入し、または国内で購入する前に、投資奨励申請を提出しなければならない。この場合、機械の輸入日または資産取得日を基準として判断する。改修の対象となる機械は新規機械に限るものとする。当該プロジェクトが定められた基準および指標を満たす場合、投資奨励申請に伴う効果は、会社全体または改修を実施した部分のみについて審査することができる。ただし、省エネルギーの場合は、投資奨励を申請するプロジェクト部分のみについて審査する。

2.3 恩典を受けようとする者は、省エネルギー、事業における再生可能エネルギーの使用、または環境への影響の低減のための機械改修実施計画を、少なくとも次のいずれか一つの分野について提示しなければならない。

2.3.1 エネルギー使用量を低減するため、機械を先進的な技術に改

修する投資

2．3．2　再生可能エネルギーを事業に使用するための機械改修投資（ただし、太陽光発電システムの設置は含まない）、およびBESS やBESS 用インバーターへの投資を含む。

2.3.3 廃棄物、排水または汚染大気の低減により、環境への影響を低減するための機械改修投資

2.3.4 温室効果ガス排出量の低減により、環境への影響を低減するための機械改修投資

いずれの場合も、改修前後の情報を、定められた指標に従って明確に提示し、検証できるようにしなければならない。

2.4 恩典を受けようとする者が、承認を受けた実施計画の重要事項を変更または修正しようとする場合、投資奨励証書発給日から3年以内にプロジェクト修正申請を提出しなければならない。この場合、海外から機械を輸入し、または国内で購入する前、かつ操業開始の許可を受ける前に承認審査を受けるために提出しなければならない。

2.5 恩典を受けようとする者は、投資奨励証書発給日から3年以内に実施を完了しなければならず、事務局が定める書式に従って操業開始申請を行わなければならない。

第3項　資格、範囲および恩典

3.1 被奨励者の資格

3.1.1 投資奨励を受ける事業は、仏暦2565年（2022年）12月8日付投資委員会布告第15/2565号および仏暦2568年（2025年）6月5日付投資委員会布告第3/2568号に従うものでなければならない。また、当該事業は、本措置に基づく投資奨励申請の提出時に、投資委員会が投資奨励を行うものとして公表している事業類型でなければならない。ただし、仏暦2568年（2025年）1月31日付投資委員会事務局布告第Por.2/2568号「投資委員会布告第11/2565号、第15/2565号、第17/2565号、第17/2567号、第18/2567号、第19/2567号および第1/2568号、ならびにその改定増補に基づき恩典を付与しない事業類型」に掲げる事業類型を除く。

なお、既に投資奨励を受けているプロジェクトについても、法人所得税免除および減免の恩典が終了している場合、または法人所得税免除の恩典を受けていないプロジェクトである場合には、本措置に基づく投資奨励を申請することができる。ただし、既に投資奨励を受けている当初のプ

ロジェクトについては、本措置に基づく投資奨励申請を行う前に、当該プロジェクトに係る操業開始を完了していなければならない。

3.1.2 恩典を受けようとする者は、省エネルギー、再生可能エネルギー使用または環境への影響の低減に関する同一事項について、他の政府機関から重複して税制上の権利および恩典を受けてはならない。

3.1.3 環境への影響の低減として、汚染大気、排水または廃棄物の量を低減する場合、恩典を受けようとする者は、関係政府機関が定める環境管理に関する基準および条件を遵守しなければならない。また、関係法令に定める管理基準を超える汚染物質を含有していてはならない。

3.1.4 環境負荷低減として温室効果ガス排出量を削減する場合、権利及び恩典を受けようとする者は、温室効果ガス管理機構（公的機関）において、製品カーボンフットプリント（Carbon Footprint of Product: CFP）の認証登録を受けていなければならない。この場合、投資奨励申請時に、登録済みであり、かつ有効期限内の証明書を提出しなければならない。

3.2 投資奨励付与の対象範囲

省エネルギー、再生可能エネルギー使用または環境への影響の低減については、実施内容および指標の対象範囲を分けることができる。恩典を受けようとする者は、次の投資奨励申請の基準に従わなければならない。

3.2.1 実施内容および指標

実施内容	布告上の指標	定められた指標
省エネルギー	指標 1 定められた割合に従うエネルギー使用量の削減	プロジェクトにより節減されるエネルギーの価額が免除を受ける法人所得税免除額を下回らないこと
再生可能エネルギー使用	指標 2 事業に再生可能エネルギーを適切に導入すること	定められた種類の再生可能エネルギーを化石燃料の使用に代替するために導入すること。化石燃料とは石油、石炭、天然ガスを含む
環境への影響の低減	指標 3 定められた基準に従い、汚染大気、排水または廃棄物の量を削減すること	使用する技術に応じて、大気または水域への汚染物質の排出率、または廃棄物量を削減すること
	指標 4	使用する技術に応じて、温

実施内容	布告上の指標	定められた指標
	定められた基準に従い、温室効果ガス排出量を削減すること	室効果ガス排出量を適切に削減すること

なお、投資奨励申請を提出した年を基準年とし、実施期間が 1 年経過した時点で割合を算定する。生産量および/ またはサービス事業の規模は、基準年と同一の条件で算定する。

3.2.2 指標の詳細

各分野において実施すべき割合は、次のとおりとする。

指標 1　定められた割合に従うエネルギー使用量の削減　プロジェクトにより節減されるエネルギーの価額が、免除を受ける法人所得税額を下回らないことを要件とする。審査方法は次のとおりである。

(1) 節減されるエネルギーの価額の算定期間　プロジェクトにより節減されるエネルギーの価額の算定期間は 5 年とする。ただし、大型プロジェクトについては、適切性に応じて審査する。

(2) 当該指標の算定に用いる免除を受ける法人所得税額の算定期間　当該指標の算定に用いる免除を受ける法人所得税額については、法人所得税免除の恩典を受ける期間である 3 年間に基づき算定する。

指標 2　再生可能エネルギーの事業への導入　申請者の既存エネルギー使用と比較し、適切性に応じて審査する。この場合、プロジェクトに導入される再生可能エネルギーの種類および量を併せて審査する。

指標 3　汚染大気、排水または廃棄物の量の削減　定められた基準に従い、使用する技術の適切性に応じて個別に審査する。最低割合は定めない。汚染大気、排水または廃棄物の削減は、環境に影響を与える重要な種類および量に限るものとする。詳細は次のとおりである。

(1) 大気汚染物質の濃度および排出量

粉じん、二酸化硫黄ガス等の各種パラメータの濃度を表示すること。法令により大気汚染物質の排出率（Loading）の管理が定められている場合は、年間トン単位で表示する。

(2) 排水放流量

排水放流量を削減すること。投資奨励申請前後の排水放流

量の情報を、年間立方メートル単位で表示する。

(3) 水質汚濁物質の排出率

BOD、COD、重金属各種等の各種パラメータの濃度を低減すること。法令により水質汚濁物質の排出率（Loading）の削減が定められている場合は、年間トン単位または年間キログラム単位で表示する。

(4) 廃棄物量の削減

製造工程またはサービス工程から発生する廃棄物量を削減すること。年間トン単位で表示する。

<u>指標 4</u>　定められた基準に従う温室効果ガス排出量の削減　使用する技術に応じて、適切性を個別に審査する。最低割合は定めない。温室効果ガス排出量の削減については、温室効果ガス管理機構（公的機関）の認証を受ける必要がある種類および量とし、二酸化炭素換算トン（tCO2e）／年、または二酸化炭素換算キログラム（kgCO2e）／年により、温室効果ガス排出量の削減として表示する。

3.2.3 機械改修の範囲は、次の 2 つの場合について審査する。

（1） 製造ラインおよび/またはサービスにおける機械の直接的な変更　例えば、ガラス製品製造ラインにおける溶解炉の設備または燃料の変更、連続生産ラインにおける排ガスを用いた蒸気製造用ボイラー、加工食品製造ラインにおける乾燥炉、ならびに工場の冷却システムおよび冷蔵室において環境に配慮した冷媒を使用するチラーへの変更などが含まれる。

（2） 支援機械の変更または設置投資　例えば、工場内で発電に使用し、または製造工程で使用する蒸気を製造するためのボイラー、排水処理システムなどが含まれる。

なお、関係機関による工学上の認証を受けていない設備の改良は、本措置に基づく投資奨励の対象外とする。

3.3 付与される恩典

3.3.1 機械に係る輸入関税を免除する。

3.3.2 法人所得税を 3 年間免除する。免除額は、土地代および運転資金を除く改修投資額の 50%を上限とする。ただし、法人所得税の免除は既存事業から生じる収入について認める。

第 4 項　法人所得税免除額の算定に用いる投資額算入の方針

4.1 再生可能エネルギー使用に係る効率改善措置（太陽光発電システムの設置を除く。）について、電力貯蔵システム（Battery Energy Storage System：BESS）および BESS 用インバーター（Inverter）に投資する場合、投資額の算入に関する詳細は次のとおりである。

4.1.1 投資奨励を申請する者は、法人所得税免除の最大支援枠を上回る効率改善に係る投資額を申請することができる。ただし、法人所得税免除を受ける投資額は、4.1.2 に基づく最大支援枠を超えてはならない。

4.1.2 再生可能エネルギー使用に係る効率改善投資額（太陽光発電システムの設置を除く。）として、BESS および BESS 用インバーターのみへ投資する場合、次の投資額を算入することができる。

(1) 効率改善に重要な機械および/または設備に係る投資額。これには、電力貯蔵システム（BESS）および BESS 用インバーター（Inverter）を含む。

(2) (1)に基づく効率改善に重要な機械および/または設備の設置費用ならびに支持構造物（Mounting Structure）費用。例として、インバーターラック（Inverter Rack）およびバッテリー支持構造物などを含む。

(3) BESS および BESS 用インバーターを設置する投資については、設置費用及び支持構造物を含め、当該投資額を算入する。ただし、発電容量 1 メガワット（MW）当たり 1200 万バーツを超えてはならない。

4.1.3 BESS および BESS 用インバーターへの投資に係る最大支援枠を算定するための発電容量 1 メガワット（ＭＷ）は、次のとおり審査する。

(1) 発電容量 1 メガワット（MW）は、既設および/または新規投資する再生可能エネルギーの発電容量に基づき審査する。

(2) 太陽光発電システムの場合の発電容量 1 メガワット（MW）は、既設および/ または新規投資する太陽光パネル（ＰＶ Module）の発電容量に基づき審査する。太陽光発電システムの設置には、屋根上設置、水上設置および地上設置を含む。

(3) 発電容量が 1 メガワット（MW）に等しくない場合は、本説明書末尾の添付書類に従い、再生可能エネルギーの発電

容量に比例して最大支援枠を算定する。

4.1.4 改修に係る土地代および運転資金を除く投資額の算入については、会計基準または一般に認められた会計原則に従って記録された機械および/または設備の費用に基づき審査する。

4.2 その他の場合における投資額区分の詳細

4.2.1 建物費とは、機械改修に対応するための建物の建設または改修をいう。ただし、建物賃借料は含まない。

4.2.2 機械費とは、効率改善のために用いられる機械および設備の費用をいい、当該機械が使用可能な状態になるまでに発生する当該機械に関する各種費用を含む。例えば、工学設計費、輸送費、設置費、試運転費などを含む。ただし、機械保守サービス費用は含まない。なお、機械費には、リース期間が1年を超える新規機械のリース料を含める。

4.2.3 温室効果ガス評価年における温室効果ガス評価費用。ただし、環境への影響の低減のうち、温室効果ガス排出量を削減する場合に限る。

4.3 他の政府機関から同一目的の実施に用いる補助金を受けた場合、免除を受ける法人所得税額の算定に用いる投資額としては算入しない。

第5項　法人所得税免除の恩典の利用方針

5.1 法人所得税免除の対象となる所得は、投資奨励証書の発給後に生じた所得でなければならず、投資奨励証書の発給日の翌日から起算する。

5.2 法人所得税免除の恩典は、当該プロジェクトから各会計期間に生じる純利益の全額について利用しなければならず、一部のみを選択して利用することはできない。

5.3 被奨励者が純利益を有し、法人所得税を納付したにもかかわらず、法人所得税免除の恩典を利用しようとしなかった場合、当該納付済み法人所得税額は、投資奨励証書に定める法人所得税免除額から控除されない。ただし、法人所得税免除期間は継続して進行する。

5.4 免除を受ける法人所得税額の算定に用いるためのプロジェクト投資額の算入については、次の2つの場合に分けて審査する。

5.4.1 <u>投資奨励証書の発給日から3年以内に操業開始申請を提出する場合</u>

投資奨励申請書を提出した日から操業開始申請書を提出した日までの投資額を算入する。

5.4.2 <u>投資奨励証書の発給日から3年経過後に操業開始申請を提出する場合</u>

投資奨励申請書を提出した日から、投資奨励証書発給日から 3

年を満了する日までの投資額を算入する。

なお、指標を遵守するために操業開始期限の延長が認められた場合であっても、指標を遵守するための期間延長に限られ、法人所得税免除額の算定においては、投資奨励証書発給日から 3 年経過後の投資額は算入しない。

5.5 法人所得税免除の恩典を利用して免除を受ける法人所得税額は、各会計期間において、実際に投資した金額の 50%を超えてはならない。

以上、周知のため説明する。

投資委員会事務局
2569 年 1 月

添付書類

発電容量が 1 メガワットに等しくない場合における最大支援枠の算定例

BESS および BESS 用インバーター（設置費および支持構造物を含む）への投資に係る法人所得税免除の最大支援枠の算定は、再生可能エネルギーによる発電容量をメガワット単位で算定する。詳細は次のとおりである。

情報	発電容量
太陽光パネルの容量：...ワット/枚 (A)	1 時間当たりの総発電量 ［(A)×(B)］/1,000,000＝...メガワット
設置する太陽光パネルの枚数：...枚 (B)	

1. 発電容量が 1 メガワット（MW）未満の場合　例：0.70 メガワット

法人所得税免除に係る最大支援枠は、次のとおり算定する。

0.70 メガワット × 1200 万バーツ/メガワット

＝ 840 万バーツ

2. 発電容量が 1 メガワット（MW）を超える場合　例：1.40 メガワット

法人所得税免除に係る最大支援枠は、次のとおり算定する。

1.40 メガワット × 1200 万バーツ/メガワット

＝ 1680 万バーツ